

福祉文教委員会会議録

開閉日時 令和3年3月17日（水） 午前10時00分～午前10時51分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 神谷 直子、 3番 杉浦 康憲、 5番 岡田 公作、
8番 黒川 美克、 9番 柳沢 英希、 11番 北川 広人、
14番 小嶋 克文、 15番 内藤とし子、
オブザーバー
議長（10番） 杉浦 辰夫

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 荒川 義孝、 4番 神谷 利盛、 7番 長谷川広昌、
12番 鈴木 勝彦、 13番 今原ゆかり、 16番 倉田 利奈

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、秘書人事GL、総合政策GL、
福祉部長、健康推進GL、地域福祉GL、介護障がいGL、
福祉まるごとGL、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
学校経営GL、学校経営G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第4号 高浜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第5号 高浜市自治基本条例の一部改正について
- (3) 議案第6号 高浜市特別職の職員で常勤のものゝ給料の月額の特例に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第7号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- (5) 議案第8号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第9号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- (7) 議案第10号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (8) 議案第11号 事業契約の変更について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る3月9日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案8件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次進めてまいりたい

と思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより、議案付託表の順序により、会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷直子委員を指名いたします。

それでは、当局の方から説明を加えることがあればお願いいたします。

説（企画部） 特別ございません。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

《議 題》

- (1) 議案第4号 高浜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（15） 議案第4号ですが、まずこれ、押印に絡んでのことと理解してます。対面でサービスの宣誓をするというふうに、これまでなってるんですが、どのような言葉を宣誓するのかということで、これを見直すとは対面で宣誓をしないで済ますということなのか。宣誓書は別に提出するというのでいいのでしょうか。お願いします。

答（秘書人事） 今、御質問ありました、どのような言葉を宣誓するのかということでございますが、これにつきましては宣誓書、この条例上、別記様式として定めております宣誓書の中にありますが、主権が国民に存することを認める、日本国憲法を尊重しかつ擁護することを誓いますというようなこと。また地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主

的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓いますというようなことを、市長の面前で宣誓をしておりました。今後これを改正することによって面前では行わなくてよくなりますが、署名は必要ということと任命権者のほうに提出をするというように変更するというところでございます。

問（15） 次に会計年度任用職員は、任用形態に沿った簡易な方法を別に定めるといふふうになってますが、簡易な方法とはどのような形というか、どのようなものになるのかお示してください。

答（秘書人事） 会計年度任用職員につきましては、任用形態上、年度ごとに再度の任用となりますので、本来であれば会計年度任用職員につきましては、その任用の都度、この宣誓書の提出が必要となってまいります。しかしながら、今回この第2項において、別段の定めとして、同一の職員につき再度の任用を行った場合には、先の任用に際して行ったサービスの宣誓をもってこれを行ったものとみなすという定めをすることによりまして、再度の任用のときに、再度この宣誓書を出す必要がないということになります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第4号の質疑を打ち切ります。

（2）議案第5号 高浜市自治基本条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（15） 議案第5号ですが、先日、総括質疑において倉田議員が均衡を図る機能ってというのは、具体的に議員のどんな言動がそれに当たるのか聞いていました。深谷部長は、高浜市議会基本条例の前文に合わせたという内容の答弁であったと記憶しています。前文に合わせたかどうか

ではなく、議員のこういった活動が均衡を図る機能になるのか、お答えください。

委員長 内藤委員。この第9条に関しましては、議会で討論して議会から出されたものですので、そちらで御理解してください。あくまでも自治基本条例のこちらのほうは、今回、議会から出されて当局から議案として出されたものですので、議案としての質疑を行ってください。

ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第5号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第6号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第6号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第7号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

委員長 質疑を行います。

問 (11) 定住自立圏が今からこれでまた10年ということでの協定の締結でありますけれども、確かこの定住自立圏、一番初めのときに、中心市に対してではありましたけれども、総務省のほうから補助金のような形で、その地域の連携強化、そういった部分を含めて出ていたと思えますけれども、今後またそのようなことが期待できるのか。あるいはそうい

う項目がもう既にあがっているのかというようところがわかれば教えていただきたいと思います。

答（総合政策） 定住自立圏の取組については、特別交付税のほうに金額が算定をされておりました、その特別交付税のところで措置をされて、金額に応じたものが交付されてくるというような流れとなっております。また、それ以外にも地域のI o T実装だとか、いろんな補助金のメニューもある中で、この定住自立圏の形成をしているところにつきましては、採択優先の配慮があったりとか、交付の判断に当たって一定程度の配慮があるとか、そういったような定住自立圏を形成しているために、優先的な配慮をいただけるというようなものもございますので、今後、どういった取組によってかというところがありますので、定住自立圏としてそういったICT、I o Tのところに取り組んでいくというような方向が出てくれば、そういったものを申請していくと。その際には優先的に採択をいただけるというような仕組みになっておりますので、よろしく願いいたします。

意（11） わかりました。これ他市との連携の部分が一番ですので、特に若い職員の方々は、交流しつつ情報交換をしつつ、より一層この地域のため、そしてまた高浜のためになるような締結を深める形になることを望みますので、よろしく願いいたします。

問（14） 先回も職員合同研修会の開催がありましたし、今回も職員合同研修会の開催が明記されておりますけども、まず最初の10年の職員合同研修会の開催の成果っていいですか、何回ぐらい開催されて、どのような研修がされてきたのかをお願いいたします。

答（秘書人事） まず職員合同研修会、これ時事研修と呼んでおりましたが、こちらは人事が所管しておりましたので、それについてお答えさせていただきます。これは平成24年度から令和元年度まで、8回開催されました。令和2年度も開催予定だったんですが、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために中止とされております。

この8回につきましては、基本、管理職を対象ということで、大体多くて25人ぐらい高浜市のほうから参加をさせていただいておりました。

内容としましては、危機管理を。要はリスクマネジメントの部分ですとか、あと管理職としての決断力を向上させましょうというような研修。または女性のキャリアアップのための、女性管理職向けの研修ですとか、あと強い組織のつくり方というような研修を管理職に向けて、実施をしていただきまして、管理職のほうが参加することによってそういった知識や能力が身についたと感じております。以上でございます。

問（14） 次に向けての開催の内容と言いますか、どういったことを重点にして開催する予定であるか、お願いいたします。

答（総合政策） 今後というところでございますが、今後につきましては、これから共生ビジョンという実際の取組の部分について、担当グループ含めまして、3市1町で検討してまいりますので、それがまた8月ぐらいに御報告できると思いますので、その中でまた御回答させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

問（15） 私もこの第7号でお聞きします。この10年、国中心に構想が推進されてきていると思うんですが、周辺市と位置づけられる高浜市としては、自立が様々な面で困難になるんじゃないかと懸念しているわけですが、この間、高浜市としては、この自立圏についてどのように考えているのかということと、まず、先ほども出ましたが財政的な支援として、中心市には4,000万円、それから周辺市町村には1,000万円を上限に措置されるというふうなお話が先のおきに出たんですが、その後、財政支援はどのようになっていたのかということ。

それから、中心市になるのと周辺市になるのとでは、国や県も扱いが変わってきますので、自立を目指す高浜市としては、広域行政圏の一つの形態っていうものに大いに注意して差別的な扱いをしないようにしていかなきゃいけないと思いますが、この点はどのように考えてみえるのかお願いします。

答（総合政策） 財政支援の部分につきましては、先ほど11番議員さんのほうからも質問いただきまして、答弁させていただいたとおりでございますが、特別交付税の中で措置を今後もされていくというようなところでございます。

あと連携の部分ですが、こちらにつきましても先ほど11番議員さんのほうからありましたように、単独でなかなかやっていける部分というのは今後難しくなってくるという中で、連携というのは非常に重要だと思っております。連携も、定住自立圏、ほかにもいろいろ広域行政圏だとかいろいろな連携の形ございます。その都度やっていく政策に合わせて、連携の枠組みってというのは、いろいろ検討していきたいと思いますが、そういった意味で差別的なところとかというのは一切ございませんので、必要に応じて定住自立圏、そのほかの連携もしっかりとやっていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

意（15） 差別的な扱いはないというお話ですが、一部事務組合とか広域行政など基本的に対等平等の資格で参加をしてる組織なんですが、定住自立圏構想ってというのは、周辺市は中心市にお願いをして利用させてもらうというふうになってますので、これでは対等平等ではないと思ひます。そういう点、ぜひ気をつけていただきたいと思ひます。

答（企画部） まず御理解をいただきたいのは、この中心地、都市となるのは要件がそれぞれございますので、そこは要件があつて、刈谷市は中心市としての宣言をされておると。その周辺地である高浜市は、そこと連携協定を結んでやっていくということでございますので。今、いろいろとおっしゃいましたけど、自立とってこの10年間ちゃんとやってまいりましたけど、今後もフルセットのものを全て高浜市がということじゃございませんので、連携するところはしっかりと連携をしていくということになります。

問（2） 昨年、刈谷で日本女性会議が行われました。コロナ禍ということでオンラインになりましたけれども、そういったときに、この連携されてるのかなって思つたときに、ちょっと、んっていうところがありますので、本当はこんなに連携してたんだよとか、私の知らない情報があつたら教えてほしいのと、反省を生かして今後10年これにどうやって生かしてくのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

答（総合政策） 昨年、刈谷市で行われた女性会議のことについては、存じ上げておりますが、あちらについては、刈谷市さんも市制70周年の

取組の一環としてやられたというのはお聞きしております。なかなかこの定住自立圏も去年はコロナの関係で会議がなかなか出来なかったというところもありましたので、なかなかそういったところまでが、連携が出来てなかったのかもしれないですけども、基本的にはいろいろ情報交換は常にやっておりますので。

実際、どんなことをやっているのかというようなところですが、コミュニティバスの連携はしてございますし、観光のところでも観光モデルコース事業だったりとか連携イベント、あとボランティアの関係です。各種のボランティア団体が、情報を共有するだとか、市民の人たちに自分たちの活動をPRして、いろんな担い手を募集していくっていうのを4年か5年前ですかね、イオンの中でやったりとか、いきいき広場まつりでも、3市町のボランティア団体さん来てもらってやったりとか。今年については、オンライン上でそういった交流を図るというようなことも実際やっておりますので、またこちらについても、その都度情報をお出しさせていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

意（2） ありがとうございます。高浜市のボランティアさんは、すごく積極的で活動的だということを刈谷の女性会議の中で会議していた中でも評判になっていましたので、ぜひ今後も頑張っていたきたいと思ひます。

問（9） いろいろと皆さん御質問をしてくださったんですけども。まず1点目にちょっとお伺ひしたいのが、今までやってきて、見直しとしてあがった部分であったり、やっている事業に対して改善点っていうのが、会議の中でどういうふうに出てきているのか。出てきているものがあるのか。そこら辺ちょっと教えていただきたいなど。

答（総合政策） 今回の再締結に当たって、共生ビジョン、取組も実際見直しをしていくというのも同時並行でやっておりましたが、3市1町それぞれ、各事業の担当グループ同士の意見交換も含めて、事業の検証というものを全ての事業についてやってまいりました。

その中で地域医療ネットワーク推進事業だと、例えばで言いますと刈谷市さんは現状維持でいいんじゃないか、知立市さんは改善効率化を図

っていく必要があるんじゃないか。高浜市、東浦も現状維持でいいんじゃないかというようなそういった拡充。もうこれは休止廃止したほうがいいんじゃないかとか。各市それぞれの意見を出し合って、その理由というのもそれぞれ明記して議論をし合っております。

その中で、今回どういったことをやっていこうかなというのを8月のビジョンの中でまとめ上げていくというようなことになってございます。なので、実際、廃止になるのもあるかもしれませんが、そこら辺が最終的に決まってくるのがこの8月までの部分で決めてきますので。ただ、それに至る過程での議論については、しっかりと事業担当グループ同士でやっておりますので、よろしく願いいたします。

問（9） いろいろと今回11事業出てますけども、非常に活発に連携が進んでいるものと、そうでないものというのがちょっと出てきているのかなというふうにも思いますので、やはりその会議の中で今後ちょっとまだどういうふうに詰めていくのかわかりませんが、先ほどリーダーからもお話があった広域行政の連携、ほかとの連携もあると思うし、安城市さんであったり碧南市さんであったり。そういったところと何ていうんですかね、比較とかバランスだとか、どういった形が一番効率がいいかっていうのが、今後その会議の中で図られて、その事業を継続するだとか廃止というか違う形で広域のほうに広めていくのかっていう、そういったものも、今後の会議の中で反映されて、8月の策定になるっていう考え方でよろしいんですか。

答（総合政策） 委員言われるように、定住自立圏より前にある衣浦東部広域行政圏、そのつながりでやったほうがいいよねというものもあれば、こういった生活圏域の中で形成する定住自立圏という枠組みのほうがいいよね、そういったものもあろうかと思えます。そういった議論も踏まえて今後内容を詰めてまいりますので、よろしく願いします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第7号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第8号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(15) 8号です。高浜は第5段階でいうと120円引き上げられたんですが、これ基金を取り崩すなどして、よそでは、ほかの地域では据え置きにしたところも結構あるんですが、そういう面は考えられなかったのか、お示してください。

答(介護障がい) 基金の取崩しということで、こちら総括質疑のほうでも御説明をさせていただきましたが、令和2年度末の基金残高が2億1,000万円。今回、第8期に当たりまして、1億2,000万円をそのうちから取り崩すと、残り約9,000万円を残して急激な保険料の増加、それに備えるというふうで行っておりますのでよろしく申し上げます。

問(11) 今回、上乘せサービスの部分を見直しをして、高浜基金の取崩しを含めて、上げ幅を抑えたというお話を伺っていますけれども。介護保険というのは、まだまだずっと続いていくものだと思うんですね。他市の流れを見ても、当市の流れを見てもそうですけれども、次の第9期のときに、どかんと上がってしまうようなことがあれば、これまたどっちみち市民の方々に、サービスを使われる方々、それから保険料を納めている方々に対しては、大きな影響が起きると思うんですけれども。その辺の推計というのはどのように見てみえるのか。

答(介護障がい) 委員言われるように、介護保険の急激な延びになってしまうと市民は大変になってしまいます。高浜市においては、第5期5,260円、第6期は5,480円、第7期は5,700円、今回の第8期は5,820円と、比較的緩やかなというか、あまり上げ幅がないような状況でございます。反対に近隣市町で行きますと、第5期でいきますと4,000円ぐらいの市町村が多かったんですけれども、やっぱり第8期になりますと5,000円

を超えてくると。すごく上げ幅が他市のほうが大きいというような状況でございますので、引き続き第9期に向けていろいろ精査しながら保険料の上昇があまりないように、制度が持続可能へとつながるような施策を続けてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第8号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第9号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問 (14) 今回、虐待の防止の推進に対するいろんな見直しが出されておりますけども、まずこの出された背景と。それから虐待に対する高浜市の現状の取組と。それから例えばいろんな方が今、施設入所されておりますけども、その中でこういった虐待とかいろんな苦情に対する情報なんかがありましたら、お願いいたします。3点。

答 (介護障がい) まず、背景でございます。今回の改正では虐待防止というふうで3年に1度、介護保険の制度改正が見直されてございます。それに合わせて国のほうから、虐待の防止に対して、各事業所取り組むようにというふうで行われていたものでございます。高浜市においても地域密着型サービス、これにつきましては、指定だとか権限はこちらの高浜市にございますので、国の改正と同様に今回、改正をいたしているところでございます。

また虐待に対する取組でございますが、今のところ高浜市において、虐待の事例は把握してございません。ですので、今後また国のこういった虐待の対策の委員会だとかそういったものが示されますので、そうい

ったところで高浜市としても、何か支援をしていきたいというふうに考えてございます。

現在、入所されている方で苦情だとかそういったものがあるのかという御質問でございますが、今のところ虐待に関しての問合せはございません。日々、高浜市では介護相談員という制度を設けてございます。サービス利用者の施設のほうに出向きまして、その施設の職員ではなくて、第三者的な者がその施設に巡回してございますので、もしそういった事業所に話しにくいような内容でも、こういった介護相談員が相談に乗るという体制を設けてございますので、よろしくお願いいたします。

問（14） 今回大きく柱が四あると思うんですね。一つは検討委員会の定期的な開催、周知徹底。それから2番目が虐待の防止のための指針の整備。それから定期的な研修の実施。それから担当者設置とあります。

まず検討委員会、それから具体の指針の整備、それから研修の定期的な研修。このちょっと3つについて、もう少しちょっと詳しく教えてください。

答（介護障がい） 検討する委員会の設置、指針の整備、研修の実施でございますが、まだ国のほうから具体的な指針が示されていないので、また国の改正、指針が出ましたらまた事業所のほうに、その情報を呼びかけてまいりまして、こういった制度の設置だとか、そういったものに支援を行っていききたいと思えます。一応、附則のほうで3年間の経過措置が設けられてございますので、令和6年3月までに設置するということになりますが、虐待の関係ですので、なるべく早く事業所のほうにも設置していただくように、支援のほうをしていきたいと考えております。

問（14） 今、国から具体的なそういったものが示されていないとありましたが、例えばこの1番目の委員会なんですけど、これは当然この事業所内だけのこれは委員会なのか。例えば検討したものが例えば市とか、または県が把握する、または報告する義務があるのかなのか、ちょっとこれだけ1点お願いいたします。

答（介護障がい） 虐待の事例によって異なってくると思えます。余り

にも深刻な虐待ケースであれば、警察も含めて指定権限のほうのある県、また市のほうに情報が入りましたら、連携してその対策を講じていきたいというふうに考えてございます。

問（14） この委員会というのは、虐待があったときに設置される委員会ですか、これは。

答（介護障がい） この委員会に関しては、虐待の防止のための対策をする委員会ということになりますので、日頃、虐待をしないように職員間で気をつけていただく、そういったことを検討する委員会というふうに考えております。

問（15） 参考資料の7ページですが、その他で各種施設について、従業員等の人員配置基準を緩和することとするというのがありますが、これはどこの施設なのか。何人を何人に緩和するのか、その点をお示しくください。

答（介護障がい） 参考資料7ページ、各種施設についてということでございます。こちらはユニット型の施設の施設配置の基準になってございまして、現在ワンユニット10人以下というふうに、施設の人員は定められてございますが、10人以上15人を超えないものとするというような改正になりましたので、そちらのほうの人員配置を緩和させていただくということになります。

問（2） これ患者さん、利用者さんの虐待ももちろんなんですけど、そちら側から介護する人のほうのハラスメントなど問題になっていると思いますけど、こちらどのような対応をされていくのかお聞かせください。

答（介護障がい） 委員言われるように、利用者から介護従事者に対して性的な言動または優越的な関係を背景とした言動といったハラスメントが課題となっています。国におきましては、今回の改正とあわせてハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に適切なハラスメント対策を行うようにしてございます。本市におきましても各事業所からの相談に応じるとともに、適切な助言または指導を行ってまいりたいと考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第9号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第10号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(15) これ公民館を廃止する議案なんですが、公民館、高浜市地域交流施設で行う事業から公民館事業を削るということなんですが、大山公民館が大山会館となって地域交流施設にまた移っていったわけですが、公民館機能その時点では残してたんですが、なぜここに来て廃止する、削ることになるのか。残りが吉浜公民館だけとなりますが、その点ではどのように考えてみえるのかお示してください。

答(文化スポーツ) 今回、本議案を上げさせていただいた理由でございますけれども、提案説明の際にも申し上げておりますけれども、この公民館事業を削るということは、事業を実施してまいりました高浜公民館の活動運営委員会におきまして、公民館事業を今年度で区切りをつけるということで、委員の皆様が合意され、公民館運営委員会の解散が総会において承認されたということが背景となっておりますので、御理解を賜りたいと思います。

今後、公民館活動が吉浜のみになっていくという点でございますけれども、地域におけるこういう公民館活動、学びや文化の活動というのは、公民館という形に一律に当てはめるのではなく、それぞれの地域に合った形で行われていくものであるというふうに理解しておりますので、吉浜小学校区における思いというものを尊重して、引き続き支援をしてまいりたいというふうに考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第10号の質疑を打ち切ります。

(8) 議案第11号 事業契約の変更について

委員長 質疑を行います。

問 (15) まず、アスベストの調査に関することについて2点お聞きします。旧本庁舎の解体において、アスベストが外壁に含まれていたことが後から判明して追加費用が発生しました。皆さんの記憶に新しいかと思います。旧庁舎のアスベスト塗装撤去は、平成28年4月に示された建築物の改修、解体時における石綿とか石綿っていうか含有建築用仕上げのり剤ですかね。石綿の粉じん飛散防止処理技術指針というものに基づいて、外壁塗装のここにもありますが、リシンの吹き付けと、吹き付けタイルを調査した結果、アスベストが含まれていたため追加補正で撤去したということで、間違いなかったでしょうか。

委員長 内藤委員。今回の11号については高浜小学校等整備事業の事業契約。

答 (15) わかります。でも、後に聞く内容とちょっとつながってきますので。

委員長 後の質問もあわせてお願いします。

答 (15) これ聞いてからでないと、ちょっと、あと。

委員長 今の問題だけだと、答えられませんので。この事業、外れてしまいますので、ぜひとも次の問題もあわせて質問していただくと、回答のほうもしやすいのかなと思いますので、お願いします。

問 (15) 平成29年3月17日、公共施設あり方検討特別委員会では、今回、庁舎の外壁でアスベストが発見されました。それまでは、我々もそ

ういった認識がありませんでしたし、ほかの事例においても、なかなかそういった認識というのはなかったと。当市だけが特別そこに気がつかなかったわけではないというふうに考えております。その上で、今後、こういった解体を伴う工事については、入札の前にアスベストの調査を含めて、当初の契約の中にそれが含まれるような、そこは改善をしていく必要があるものと考えております。今回は、入札公告をしたときには、その部分までは至っておりませんでしたので、そのようなことにはなっておりませんでしたけれども、今後は気をつけていくということが一つございますと総務部は答弁しています。

このことに基づいて、青少年ホーム、中央公民館解体は先ほど申し上げた指針に基づいて調査をしたと聞いておりますが、なぜ小学校の解体は平成29年5月の調査で外壁アスベストが出なかったのか。また、今回、調査を行ったのか教えてください。

答（学校経営） アスベストの調査につきましては、これまでも何回か御説明させていただいておるんですけども、まず事業者募集の段階では、その当時規制のかかっていたアスベストについて、昭和62年度に調査した結果をお示ししております。

その後、庁舎等の外壁アスベストが急に法規制がされました。それに基づきまして、平成29年5月に高浜小学校においても調査を実施いたしました。この結果は外壁にはアスベストが含まれていないと、塗料には含まれていないということでございました。

その後、アスベストの関係につきましては、規制が流動的な面もございますので、高浜小学校等整備事業につきましては、やはり児童もいるという状況なので、含まれている可能性があるところを全て調査するという方法をとっております。

外壁アスベストのときには、外壁アスベストだけをやったんですけども、その後だんだん内壁の中に含まれてくるというような通知もいろいろ変わってきたりする経緯もございまして、令和元年の5月に体育館を解体するにあたり、可能性のあるところを全て調査した結果、2か所から発見されたということでございますのでよろしく申し上げます。

問（15） 次に、処理費にかかる費用の妥当性についてお伺いします。2点お聞きいたします。今回、あおみが丘コミュニティがアスベスト処理を行うにあたって、あおみが丘コミュニティが示した予定価格は幾らだったのか。また市の積算価格は幾らで見積りを取った。市の積算価格は幾らで、それから見積りを取った業者の価格は幾らであったのか教えてください。

答（学校経営） まずあおみが丘が示した予定価格ということでございますが410万8,000円余です。予定価格ということじゃなくて、その協議に当たっての見積りを出していただいたという金額でございます。

市の積算価格は、その見積りしかございませんので、その金額をもとに我々はそれを正として生かしております。

見積りを取った業者の価格ということでございますが、もう2社見積りを取っております、一つは452万円余、もう一つは501万円余ということでございます。

問（15） アスベスト処理にかかる足場設置面積をお答えください。また、足場を除いたアスベスト処理費は1階駐車場の耐震補強柱や耐震補強壁と外部の北側サイディングボード、それぞれ平米幾らになるのか教えてください。

答（学校経営） 足場のところでございますが、まず耐震補強柱、耐震補強壁のところでございますが、ここは一式となっております、その都度、柱の高いところは仮設をつくり処理していたと思いますので、ちょっとその金額は一式となっておりますので、数字は出ません。

外部のサイディングボードを取るための足場は366.2平米の足場を組んでおります。

あとアスベストの処理費ということでございますが、これ企業の秘密のところに属しますので、ノウハウ等々が全部外に出ると業者に迷惑がかかりますので、ここでお知らせすることは出来ません。

問（15） また、アスベストが含まれていなければ足場は組まなかったと聞いていますが、近隣に幼稚園があり、小学校も開校しながらの解体であるので、足場を組んで防煙や防じん、防音シートを張って解体した

のではないかと考えますが、その場合、足場を設置することになるので、足場費用がそのまま追加工事費となるのはおかしいと思いますが、足場費用を差し引いた値段での金額となっているのかどうかお示してください。

答（学校経営） 足場の話ですけれども、もちろん防じん防音シートは張りますが、その足場とアスベスト等の体育館にある壁の部分のサイディングボードを撤去する足場というのは全く違うものでございますので、追加費用が発生して当たり前だと思っております。

問（15） 最後に、契約をせずに工事を行ったというふうにお聞きしていますが、先日の総括質疑において、仮契約を結んでいなかったという答弁がありました。予算の範囲で行ったので、仮契約も結んでいないという理解でよかったのか確認いたします。

それであれば、高浜小学校等整備事業契約書第3条で、事業契約に関する議決が必要であるという規定、そして、PFI法第12条で事業契約に関する議決が必要であるとしていますが、今回の変更契約は議決前に工事が完了しています。契約変更手続、工事の進行などの手続に問題がないかお答えください。

また、変更契約などの手続もなしに工事をしてよいという法的な根拠をお答えください。

答（学校経営） 一連のことを少しちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、今回の吹きつけアスベストの処理等に関わるものということで、アスベストを機械で吸引して、掃除機のようなもので吸い取るわけですけれども、その廃棄物処理量というのは、鋤取らないとわかりません。概算はわかりませんが、鋤取らないとわかりません。ですので、廃棄物の量が確定出来ないということは、変更契約の金額が確定出来ないということになります。

そこで予算担保の時期や工事の内容、事業計画の変更についての上程の時期等を令和元年12月18日の全員協議会で、全て御報告申し上げたうえで手続を進めております。

今回どのような手続を踏んできたかと申しますと、令和2年度の当初予算で予算を確保いたしました。その後、予算の範囲内で、もともとの

契約はあるものですから、高浜小学校等整備事業の契約があるものですから、変更工事という扱いで、予算の範囲内で事業者と変更協議します。変更協議書を締結した上で、工事を進め、アスベスト処理量が完了した段階で工事精算書を業者から受領し、速やかに終わった段階で事業計画の変更議案を議会に上程したというものでございますので、我々としては、通常の工事と同様に手続きにのっとり処理しているというふうに考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第11号の質疑を打ち切ります。

以上で付託された案件の質疑は終了いたしました。なお、本委員会において、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

- (1) 議案第4号 高浜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第5号 高浜市自治基本条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (3) 議案第6号 高浜市特別職の職員で常勤のもの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第7号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

挙手多数により原案可決

- (5) 議案第8号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (6) 議案第9号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (7) 議案第10号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (8) 議案第11号 事業契約の変更について

挙手多数により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時51分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長